

第 3 林 業 編

解 説

I 林野面積の部

「2015年農林業センサス・農山村地域調査」の集計結果のうち、林野面積に関する統計を市町村別に掲載した。

II 林産物の部

木材統計調査結果から素材生産量を、林野庁の特用林産物関係資料から木炭、竹炭、きのこ類、たけのこ、わさび等の生産量について掲載した。

III 木材及び製材の部

木材統計調査の結果から掲載した。

- 1 製材工場基礎調査は、製材用動力の出力数が75.0kw以上の工場及び新設工場（調査年に新規に操業を開始又は操業を再開した工場）は全ての工場、7.5kw以上75.0kw未満の工場はその3分の1を調査対象とした。
- 2 木材チップ工場調査は、調査年前年の木材チップ生産量により規模階層区分を行い、規模階層区分ごとに標本を抽出し調査対象とした。
- 3 合单板工場調査は、单板専門工場、普通合板工場及び特殊合板専門工場別に前年の生産量により規模階層区分を行い、規模階層区分ごとに標本を抽出し調査対象とした。
- 4 木材価格調査における素材価格は、工場着購入価格、製品価格は市売市場等における小売業者への店頭渡し販売価格とした。

調査は、毎月15日における価格である。ただし、15日に取引がない場合は、15日に最も近い日の価格とした。

IV 林業産出額の部

この部では、「平成26年生産林業所得統計」の結果から、主な項目を掲載した。

林業産出額は、「木材統計調査」及び特用林産物関係の資料等から得られる品目別生産量に、「木材価格統計調査」及び市場関係の資料等から得られる価格情報より推計した単価を乗じて推計した。

生産林業所得は、林業産出額に「林業経営統計調査」等から得られる所得率を乗じて推計した。

用語の解説

林野面積の部	
林野面積	「現況森林面積」に「森林以外の草生地」の面積を加えた面積。
現況森林面積	調査期日現在の森林面積。
林野庁以外の官庁	林野庁以外の国の機関が所管している森林。例えば、財務省等の省庁が所管している森林である。 なお、日本道路公団等の特殊法人、独立行政法人（緑資源機構を除く）、国立大学法人が所管している森林も、便宜上ここに含める。
民有	国有以外の林野をいい、（独）緑資源機構所管、公有及び私有に区分される。
緑資源機構 (現森林農地整備センター)	独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）により設立された緑資源機構（農耕地の改良、林道の開設・維持や分収造林契約による造林事業等を実施している。）が所管している森林をいい、以前は「緑資源公団」の所管であったものである。
公有財産区	都道府県、森林整備法人、市区町村及び財産区が所管している森林。 地方自治法に規定する財産区をいい、市区町村合併の際、集落や旧市区町村の所有していた森林について財産区を作り、地元民が使っている森林。
私有	個人、会社、社寺、共同（共有）、各種団体・組合等が所有している森林。
木材及び製材の部	
素材	用材（薪炭材及びしいたけ原木を除く。）に供される丸太及びそま角をいい、輸入木材にあっては、大中角、盤及びその他の半製品を含む。
製材	製材機を用いて、素材で長さ180cm以上のものから板類、ひき割類又はひき角類（以下「製材品」という。）を生産することである。
製材用動力	製材用機械の原動力（モーター等）をいい、製材機用の他、これに付属する設備（目立て機、巻上げ機、ベルトコンベア等）の動力も含む。
製材用素材 入荷量	製材に供するために工場土場（工場に隣接している駅土場や貯木場も含む。）に入荷した素材の量で、転売したものと併び、賃びきを依頼されたものを含む。
製材品出荷量	手持ち材による製材品で販売したもの及び自家業務用に消費したものと併びに賃びき材による製材品の総量。

单 板	ロータリーレース、スライサー又はベニヤソーを使用して製造された木材の薄板で、合板に用いるもの。
合 板	原則として単板を3枚以上纖維方向を直角に接着剤で張り合わせたもの。
普 通 合 板	合板の表面にオーバーレイ、プリント、塗装等の加工を施さない合板。
木 材 チ ッ プ	チッパーを用いて製造したパルプ、紙、纖維板及び削片板等の原料とする木材の小削片。
木 材 チ ッ プ 生 産 量	木材チップ工場におけるチップ生産量で、絶乾重量（t）で表している。 なお、絶乾重量とは、含水率を検定して絶乾比重（含水率0%）に基づき算出された実重量のことである。
素 材 価 格	製材用素材価格は製材工場における工場着購入価格。
製 品 卸 売 価 格	木材市売市場、木材センター及び木材問屋における小売業者への店頭渡し販売価格。